

9 - 6 連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	11 場
基 数	11 基

調査時点 : 平成17年3月31日

9 - 7 酒母及びもろみの製造場数

(単位 場)

種 類	製 造 場 数	左 の うち 休 造 場 数
酒 母	39	8
も ろ み	51	9

調査時点 : 平成17年3月31日

- 用語の説明 : 1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの及びこれらにこうじを混和したものをいう。
- 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

9 - 8 みなし製造場数

(単位 場)

	びん詰のためのもの		販 売 の 便 宜 の た め の も の	輸 出 の た め の も の	その他のもの 〔からまでに〕 該当しないもの		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清 酒	9	6	-	22	26	-	63	50
合 成 清 酒	1	1	-	7	3	-	12	2
しょうちゆう	甲 類	1	-	17	4	-	22	-
	乙 類	2	3	-	20	13	-	38
み り ん	3	1	-	9	8	-	21	3
ビ ー ル	-	-	-	20	4	-	24	10
果 実 酒 類	-	2	-	42	14	-	58	1
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	44	8	-	52	3
ス ビ リ ッ ツ 類	-	-	-	23	8	-	31	2
リ キ ュ ー ル 類	2	3	-	21	15	-	41	3
雑 酒	-	-	-	28	11	-	39	-
計	17	17	-	253	114	-	401	75
う ち 実 蔵 置 場 数	9	6	-	24	36	-	75	-

調査対象等 : 酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数を平成17年3月31日現在で示したものである。